



横浜市社会福祉協議会

『共済 News』



横浜市協
年金共済キャラクター
ハッチちゃん

<vol.22>
2021年
9月発行

ほら、
よこはまは
あったかい

【発行】 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 施設福祉課 共済担当
〒231-8482 横浜市中区桜木町 1-1 横浜市健康福祉総合センター 7階
TEL 045-201-2218 (平日 9時～17時) FAX 045-201-1661

- ◆事務担当者の方への情報提供や加入者の皆さまへ周知をお願いしたいことなど（ホームページに毎月掲載）
- ◆最新情報をメールでお知らせします。 [登録はこちらから](#) ⇒ 横浜市社協 メール配信

1. 年金基金の運用状況（令和3年度：4月～6月）

先月の運営委員会（8/26開催）にて6月末現在（第1四半期）の状況が報告されました。

資産区分	① 実績（収益率）	② ベンチマーク（※）	超過収益率（①－②）
国内債券	0.37%	0.31%	0.06%
国内株式	▲0.11%	▲0.33%	0.22%
外国債券	1.62%	1.65%	▲0.03%
外国株式	7.85%	9.03%	▲1.18%
キャッシュ	▲0.01%	0.00%	▲0.01%
合計	1.68%	1.74%	▲0.08%



※ 超過収益率：ベンチマーク（市場の評価指標：市場平均）と本事業の収益率を比較しています。

<安全で確実な運用のために>

- ◆加入者の皆さまが拠出した掛金は、将来の退職金等の給付を確実に実行するための原資として、信託銀行2行に信託し安全かつ有利な運用に努めています。
- ◆運用のリスク(※)を分散するために、4つの資産（国内債券・株式、外国債券・株式）に分けて保有・運用しています。（※リスク：収益率の不確実性のこと）

運用報告

- ◆経済正常化に伴い企業の景況感が改善し、米欧の株式市場は好調な業績見通しや良好な経済指標を織り込み上昇、日本の株式市場はワクチン接種の遅延等が重しとなり軟調な推移となりました。
- ◆6月末現在の資産総額は371.0億円となり、令和2年度第4四半期（3月末）時点の資産総額（367.5億円）から約3.5億円増加しました。

<2021年6月末の資産配分>

資産構成	時価総額（億円）	構成割合
国内債券	190.3	51.3%
国内株式	58.9	15.9%
外国債券	48.7	13.1%
外国株式	60.0	16.2%
キャッシュ	13.1	3.5%
合計	371.0	100%

- ◆6月末時点の時価総額約371.0億円を1年前の2020年6月末（329.0億円）と比較すると約42億円増加しました。

2. 10月の事務スケジュール

- ①【提出書類の締切日】 **施設・団体** ⇒⇒⇒ **社協（共済担当）** **10/10 締切**
※10日が土日祝にあたる場合は前営業日が締切となります。
- ②【給付金振込日（9/10締め受付分）・支給通知書の発送】 **10/11 予定**
- ③【加入者の承認通知書・掛金請求書等（10/10締め受付分）】
社協（共済担当） **10/20 発送予定** ⇒⇒⇒ **施設・団体**

3. 『標準給与月額算定基礎決定通知書』の送付について

★ 9月下旬に「月額算定基礎決定通知書」を各施設・団体様あてに郵送します。

先に提出いただきました「標準給与月額算定基礎届」に基づき、10月～令和4年9月までの標準給与月額及び掛金について決定します。

ご確認いただき、訂正等がある場合には、下記期限までに必ず「訂正・異動届」をご提出ください。

提出期限：令和3年10月10日

※10日が土日祝にあたる場合は前営業日が締切となります。

▶ 提出期限を過ぎますと、10月から令和4年9月までの標準給与月額及び掛金について、途中で変更できませんので、ご了承ください。

<確認いただきたいこと>

①「決定通知書」の加入者ごとの標準給与月額をご確認ください。

②「決定通知書」に加入者全員が記載されているか、また、退職した方が記載されていないかご確認ください。

◆加入すべき職員が記載されていない場合

⇒「加入申込書」にてお手続きをお願いいたします。（「事務の手引き」7ページ参照）

◆退職した職員が記載されている場合

⇒「脱退届」及び「脱退給付金受給申請書」（6か月以上1年未満加入の場合には「慶弔給付金受給申請書」）にてお手続きをお願いいたします。（「事務の手引き」9ページ参照）

◆他施設へ異動した職員が記載されている場合

⇒「訂正・異動届」にてお手続きをお願いいたします。（「事務の手引き」17ページ参照）

③掛金中断中の方は、中断前の標準給与月額が反映されています。

⇒中断終了後は記載の月額となります。復職後に給与の変更が見込まれる場合は、上記同様、期限までに「訂正・異動届」の提出が必要です。

④他施設から異動してきた方についても、給与月額及び掛金を必ずご確認ください。

⇒給与月額の変更がある場合には、期限までに「訂正・異動届」を提出してください。変更手続きをされない場合は、本「決定通知書」に基づき、10月分の掛金から請求いたします。

4. 新システム移行に伴う事務説明会（動画配信予定）について

新システムへの移行に伴い、現在のシステムが保有しているデータを新システムへ移行させる必要があります。移行作業を確実にし、その検証等に時間を要するため、当初計画より多少時間を要しています。下記日程については、具体的な時期等が決まり次第、郵送物に同封しお知らせいたします。

<新事務の説明会（動画配信）について>

日程が決まり次第、お知らせいたします。

<掛金納付の自動振替について>

ご案内と「口座振替依頼書」をお送りします。日程が決まり次第お知らせいたします。